

広島市放課後プレイスクール事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童館未整備学区において、放課後や週末、学校の長期休業（以下「放課後等」という。）に、安全・安心な子ども達の遊び場を確保し、児童の健全育成を図るため、学校施設等を活用した、地域の担い手による放課後等の居場所づくり（以下「放課後プレイスクール事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 広島市は、前条に規定する放課後プレイスクール事業を、小学校区を単位に青少年育成団体関係者や地域の大人などで構成され、規約によって設置された運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託して実施する。

(委託事業の内容)

第3条 放課後等に学校施設等を活用して、安全・安心して活動できる子どもの居場所を確保し、異年齢間の遊び（スポーツ）や季節行事などの様々な体験活動や地域の大人との交流活動等を行う。

2 運営委員会は、事業を実施するため、必要な遊びの指導や見守り役として、指導員及びボランティアを配置する。

(委託手続き)

第4条 委託を受けようとする運営委員会は、事業の実施について、小学校長と協議・調整を図った上で事業実施計画書を取りまとめ、事業の実施前30日までに広島市に提出しなければならない。

2 広島市は上記により提出された事業実施計画書の内容が、本要綱及びこれに基づく委託要領（以下「要綱等」という。）に適合していると認めた場合、運営委員会に対して事業を委託するものとする。

(委託期間)

第5条 本事業の委託期間は、事業実施計画書に基づき、委託契約を締結した日から契約締結日の属する年度の3月31日までの間において定める。

(委託経費)

第6条 広島市は、事業計画の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費を委託料として支出する。

2 広島市は、事業を委託した運営委員会が、要綱等に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めた時は、委託を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

(事業計画の変更等)

第7条 運営委員会が事業実施計画を変更する場合、又は所要経費の費目の流用をする場合は、あらかじめ広島市に事業実施計画の変更を申請し、その承認を受けなければならない。

2 運営委員会は、事業の継続が不可能になった場合等は、速やかに広島市こども未来局

放課後対策課へ報告する。

（委託料の支払い）

第8条 広島市は、運営委員会代表者からの委託料概算払請求書による請求に基づき、各四半期ごとに委託料を概算払いするものとする。

（事業成果の報告）

第9条 委託を受けた運営委員会は、事業が終了したときは、委託を受けた期間の属する年度の3月31日までに、事業実績報告書を広島市に提出しなければならない。

（委託料の額の確定）

第10条 広島市は、前条の規定により提出された事業実績報告書について、その内容が適正であると認めたときは、委託料の額を確定し、運営委員会に対して通知する。

2 前項の委託料の額の確定にあたっては、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

3 確定額が、既に支払っている委託料の概算額を下回る場合は、その差額について、運営委員会から精算させるものとする。

（書類の保存）

第11条 運営委員会は、委託に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、広島市の請求があったときは、いつでも提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他関係証拠書類とともに、本事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておかなければならない。

（その他）

第12条 広島市は、運営委員会が行う事業の内容が要綱等に反すると認めた場合は、必要な是正措置を講ずるよう命じることができる。

2 広島市は、委託事業の実施に当たり、運営委員会の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力するものとする。

3 広島市は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について調査を行うことができる。

4 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。